

児童生徒のインターネットの適切な使用について



学校安全・体育課

## 児童生徒のインターネット利用についての提言

現代の子供たちにとって、インターネットの活用は、携帯電話やスマートフォンから閲覧できるサイトや、SNS、ネットゲームなどの利用が中心となっています。

こうした現状を踏まえ、私たち大人は、インターネット利用の良い面を残しつつ、弊害を極力減らす支援を行う必要があります。

このため、次の3つの項目について、協働して取組の輪を広げたいと考え、ここに提言します。

### ○ 家庭、地域における啓発活動等の推進

- ・ 児童生徒のインターネット利用について、家庭におけるルールづくりや継続した見守り、フィルタリングやセキュリティソフトウェアの活用が促進されるよう、家庭への啓発活動を推進する。
- ・ 各市町等において、地域の実態を踏まえた啓発活動や、地域ぐるみの取組を推進する。
- ・ 児童生徒の豊かなコミュニケーションの力を育むために、地域の大人とふれあう行事等への参加など、多様な体験活動を推進する。

### ○ 学校における情報モラル教育の推進

- ・ 児童生徒の心身の成長の過程に即した情報モラル教育を、関係機関等とも連携し、系統的に推進する。
- ・ 情報モラルの向上等について、児童生徒が自分たちの問題として捉え、児童会生徒会を中心とした取組など、児童生徒の主体的な活動を推進する。

### ○ 関係機関・団体の取組強化

- ・ 児童生徒のインターネット利用に係る問題が発生した場合等における相談窓口について、学校、家庭、地域への周知を徹底する。
- ・ 児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、関係する機関・団体は平素から連携し、協働した取組を推進する。

平成27年2月13日  
児童生徒のインターネット利用対策会議

## ■ インターネットの適切な利用に向けた生徒の主体的取組の推進

生徒たちにとって、インターネットの利用は、携帯電話やスマートフォンから閲覧できるサイトや、SNS、ネットゲームなどの利用が中心です。そのような中、SNS等での誹謗中傷や仲間はずし等の「ネットいじめ」、出会い系サイトやフィッシング詐欺など様々なネット犯罪に巻き込まれるケースが増えています。さらには、過度な利用による生活習慣の乱れや、ネット依存などの問題も起こっています。このような課題を解決するためには、「児童生徒のインターネット利用についての提言」を踏まえ、生徒の心身の成長過程に即した情報モラル教育を、関係機関等と連携し、系統的に推進するとともに、生徒が自分たちの問題として捉え、生徒会を中心とした取組など、生徒の主体的な活動を推進することが大切です。

### ★ 生徒の主体的取組の例（高等学校）

#### ○ 生徒会等による全校生徒を対象としたアンケート調査等（課題発見）

- ・ スマートフォン保持率や夜間使用率などの実態調査
- ・ インターネット利用の長所や積極的活用の有効性などの調査
- ・ 長時間の使用による健康被害や学習時間との関係などの影響調査
- ・ SNS等の利用によるトラブル、悩みやネット詐欺等の被害調査 など

#### ○ 生徒主体で計画運営する勉強会、講演会等

- ・ 全校集会やHRなどでの協議
- ・ 生徒、PTA共同のケータイ安全教室の開催
- ・ 生徒会等とPTAが連携した講演会や勉強会の開催（〇〇学校スマホサミット） など

#### ○ 校内啓発活動

- ・ スローガンや標語の募集、作成
- ・ 宣言文や自主的なルール作り
- ・ PTAと連携した「我が家のケータイ宣言」作成
- ・ 啓発ポスターやアンケート集計結果など掲示物の作成
- ・ 生徒会等中心に「スマートフォンガイドライン」や「被害に遭わないスマートフォン〇〇カ条」等の作成 など

#### ○ その他の活動（他校等と連携した取組）

- ・ 近隣の複数高校の生徒会等や中学校生徒会等と連携したアンケート、勉強会開催や啓発活動の実施
- ・ 文化祭などの学校行事で、近隣大学の学生を講師とした「インターネット安全教室等」の開催 など

※ 情報モラル教育の推進に当たっては、警察、子どもと親のサポートセンターのネットアドバイザー、スクールカウンセラーなど、関係機関や専門家との連携も重要です。

# 大丈夫ですか?! 子どもたちのケータイ・スマホ

「もう高校生だから」  
子どもを信じているから  
ほんとに大丈夫?

無防備なまま一人歩きさせていませんか?

学校名を記入して  
ください

〇〇立〇〇学校

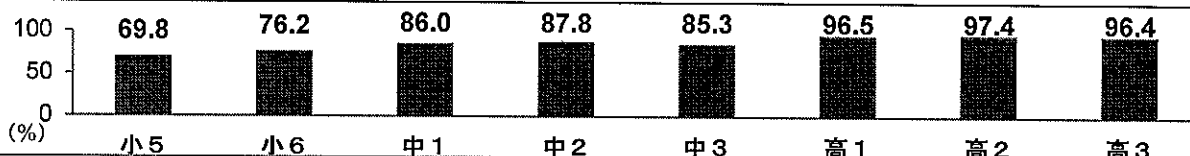
☆保護者が正しく理解することが子どもを守る第一歩です

## 子どもたちのインターネット利用実態 (H26 山口県)

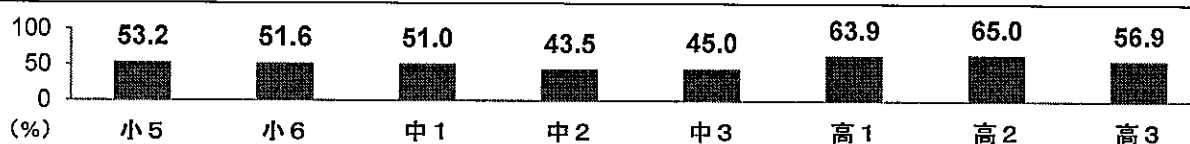


「平成26年度児童生徒のインターネット利用状況実態調査」より (平成26年5月 県教委)

■自分専用の携帯電話・スマートフォン・通信機能付き端末(ゲーム機、音楽プレーヤーなど)を所有している児童生徒の割合(児童生徒回答)



■携帯電話・スマートフォンにフィルタリング機能を設定している割合(保護者回答)



- ◇ これからの社会において、子どもたちがインターネットを正しく利用できる判断力や心構えを身に付けることは必要不可欠です。
- ◇ そのためには、保護者がインターネットには便利な面だけでなく、大きなリスクもあることを理解し、学校のきまりを踏まえ、子どもと保護者が「今必要か、本当に必要か」、よく話し合うことが重要です。

### インターネットの仕組みを理解しましょう

- ☆ **インターネットへの書き込み、投稿画像は、公開されます**  
家族や友達だけのつもりでも、全世界の人に見られることになります
- ☆ **インターネット上にいったん出た写真や画像は取り消せません**  
インターネットの仕組み上、後から完全に削除することはできません
- ☆ **インターネット上に匿名性はありません**  
インターネットでのアクセス内容は必ず記録が残り、検索することが可能です
- ☆ **インターネットでの軽はずみな行為は、将来に影響しかねません**  
冗談のつもりでの画像添付や他人のIDの利用等が、深刻な結果になることもあります

学校のきまり  
等を記入して  
ください

### 本校における携帯電話等に関する基本姿勢(例)

- ☆ 携帯電話等は学校の教育活動には直接必要のないものであり、学校への持ち込みは原則禁止です。
- ☆ 携帯電話等の所持については、ご家庭で判断されることですが、インターネットの危険性の理解やフィルタリングの設定、家庭でのルールづくりなど、保護者の指導をお願いします。
- ☆ 学校では、警察等の関係機関とも連携しながら、情報手段を正しく活用できる判断力や心構えを身に付けるための情報モラル教育の推進に努めてまいります。

# ☆ 子どもたちの安心・安全なインターネット利用のために

## 1 子どもたちがどんな使い方をしているか、知りましょう！

携帯電話やスマートフォン以外にも、ゲーム機や音楽プレーヤーの中には、Wi-Fiなどの無線LANを通じて、インターネットに接続できるものがあります。子どもがどのような場所でどのようなサービスを利用しているか、把握しておくことが必要です。

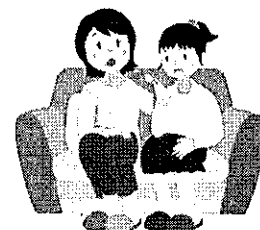
## 2 持たせる前、持たせるとき、持たせた後、それぞれの場面で学び合い、話し合いをしましょう！

持たせる前には、インターネットの利便性と危険性、また、その仕組みについて、子どもと保護者が一緒に学び合ひましょう。学校や地域で開催される情報モラル研修会等も積極的に利用しましょう。

持たせるときには、学校のきまりを踏まえ、家庭で「今必要か、本当に必要か」、よく話し合うことが重要です。その上で、フィルタリングを設定するとともに、家庭内のルールを決め、守らせましょう。子どもと保護者が誓約書を交わすのも効果的です。（誓約書の様式をつけています。）

持たせた後も、利用の仕方や情報モラルについて家庭で話し合い、成長や必要に応じてルールを見直しましょう。

保護者が子どもを見守り、困った時に相談できる関係が大切です。



## 3 フィルタリング(有害情報アクセス制限)を必ず利用しましょう！

フィルタリングとは、アダルトサイト、出会い系サイト、暴力サイト、薬物サイト、自殺サイト、ギャンブルサイト…など、青少年に有害なサイトへのアクセスを制限する機能のことです。

携帯電話やスマートフォン等を購入・契約する際には、フィルタリングを設定するとともに、ID・パスワード等を保護者が管理し、子どもを有害な情報から守っていくことが必要です。「利用時間」や「個別のサイトの利用許可」等、年齢に応じた設定が可能であり、Wi-Fiにも対応したフィルタリングソフトもあります。ゲーム機にも、ペアレンタルコントロール（保護者による使用制限）機能があります。詳しくは、各販売店等で確認してください。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

携帯電話会社は、青少年が使用する携帯電話等に対して、フィルタリングサービスを付けることが法律で義務付けられました。

保護者に対しては、青少年が使用する携帯電話であることを携帯電話会社に申告することが義務付けられています。（平成21年4月～）

フィルタリングを設定しても、EMAが認定したサイトに接続できます。

EMA（一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）

EMAは、青少年の心身の成長に即した主体性を確保しつつ、有害情報から保護し、モバイルコンテンツ（携帯電話等の端末に提供されるウェブサイトサービス）の健全な発展を促進するために平成20年に発足した第三者機関です。

EMA認定は、「基本方針」「監視体制」「ユーザー対応」「啓発・教育」から構成された基準により認定され、ユーザー投稿等のコミュニティ機能を有するモバイルサイトの健全な利用環境が整備・維持されることを目的としています。

## SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やブログ、 掲示板サイト等の問題

- ◇ SNSやブログ、掲示板サイト等は、世界に向けての情報発信や、多くの人と共通の話題についての情報交換、友達などのグループ内のチャット（文字のおしゃべり）等を行うことができる、とても便利で楽しいものです。
- ◇ しかし、自分や他人の個人情報の流出や、誹謗中傷や仲間はずし等の「ネットいじめ」、不正アクセス等の「サイバー犯罪」、使いすぎによる「ネット依存」等の問題が起きています。
- ◇ GPS（位置情報）機能が搭載されたスマートフォンで撮影した写真には緯度経度の情報が添付されます。この機能を有効にしたまましていると、気がつかないうちに、自宅や学校の住所をインターネット上に公開していることがあります。
- ◇ SNSやブログ、掲示板サイト（学校裏サイト）等に他人の写真を無断で載せたり、他人の悪口や噂などを書き込んだりすると、たとえ軽い気持ちからだとしても、いったん出した情報は取り消すことができません。
- ◇ 匿名や他人のID・パスワードを使っても必ず記録が残り、投稿者が特定されます。不正アクセスや名誉毀損等の罪に問われる場合もあります。
- ◇ また、「突然グループを退会させられ仲間はずれにされた」「メッセージを読んでもすぐに返信しないと、学校で無視される」など、「いじめ」につながるケースが増えています。

《事例》 同級生Aの利用しているSNSのIDとパスワードを聞き出した生徒Bは、AのIDとパスワードでログインしてパスワードを変更し、Aになりすまして書き込みをした。Aが警察に相談して不正アクセスが発覚し、Bは検挙された。（不正アクセス禁止法違反事件）

《事例》 女子生徒がインターネット接続可能な音楽プレーヤーによりコミュニティサイトで知り合った男に指示されて、自分の裸を撮影し、画像を送信させられた。

〈児童ポルノ（製造）違反事件〉

### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 購入するとき、GPS機能等の初期設定を必ず確認する
- ☆ 悪口や仲間はずしなど、自分がされて嫌なことは絶対にしない
- ☆ 文字メッセージでは、悪気がなくても相手を傷つけてしまうことがある
- ☆ 犯罪につながることもあり、誰がしたのかは必ず特定される

## ネット依存

- ◇ 「食事中やトイレ、お風呂に入る時もケータイが離せなくなる」「メッセージにすぐ返信がないとイライラする、嫌われているのではないかと不安になる」「ケータイが気になって勉強に集中できない」「夜更かしなど生活リズムが乱れる」などの「ネット依存」の問題が広がっています。

### インターネット依存症

インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピュータや携帯が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じることで、また実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにも関わらず、インターネットに精神的に依存してしまう状態。（キンバリー・ヤング（Kimberly S. Young, 1998））

### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 保護者の目の届かないところで使用しない
- ☆ 利用時間や置き場所について、家庭でのルールを一緒につくる
- ☆ 決めた時間が来たらメール・チャットをしないことを友達に宣言する

## ワンクリック詐欺

- ◇アダルトサイト等にアクセスして、「入口」や「無料画像を見る」等をクリックした瞬間、「登録完了」といった画面が表示され、契約が成立したかのように装い、登録料をだまし取る手口です。
- ◇請求される料金が、子どもでも支払える金額であり、保護者に知られないよう内緒で支払ってしまうケースがあります。

登録完了!!

登録料として  
31,500円を  
1週間以内に下記の  
指定口座にお振  
り込みください。  
なお、期限内に  
振込がない場合は  
法的な手段により  
……



### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 「無料」という言葉に惑わされない
- ☆ 登録料等を請求された場合、必ず保護者に相談する
- ☆ 絶対に、名前や住所、メールアドレスなどの個人情報を送信しない
- ☆ 登録料等を請求されても絶対にお金を支払わない

## インターネットサイト利用で山口県でもこんなことが…

出会い系サイト等に関連した山口県の犯罪実態 (山口県警察本部少年課まとめ)

検挙件数

罪名	H24	H25	H26
児童買春	8	8	4
児童ポルノ	5	9	4
育成条例違反	2	0	2
児童福祉法違反	1	0	0
その他	2	0	0
<b>総数</b>	<b>18</b>	<b>17</b>	<b>10</b>
出会い系サイト利用	10	4	3
非出会い系サイト利用	8	13	7

被害少年数 (延べ人数)

内訳	H24	H25	H26
小学生	0	1	0
中学生	5	4	3
高校生	3	8	5
有職少年	0	0	0
無職少年	1	7	1
<b>総数</b>	<b>9</b>	<b>20</b>	<b>9</b>
出会い系サイト利用	2	1	3
非出会い系サイト利用	7	19	7

《事例》 無職少年が、携帯電話のコミュニティサイトで知り合った女子生徒に、出会い系サイトで勧誘した男を客として売春させていた。(売春防止法違反、児童福祉法違反事件)

《事例》 女子生徒が、携帯電話の友達紹介サイトで知り合った、少女になりすました男に写真を送ったところ、送信した写真を元に相手の男から脅迫された。(脅迫事件被害)

- ◇出会い系サイトだけでなく、プロフやブログ、SNS、ゲームサイト等のコミュニティサイトにおいても被害にあうケースが全国的に多発しています。(単位:人)

全国の被害児童※の内訳	23年中	24年中	25年中
出会い系サイト	202	218	159
非出会い系サイト	1,085	1,076	1,297

警察庁資料による  
※児童とは18歳未満  
の少年少女のことを  
いいます。

### ご家庭での指導のポイント

- ☆ 出会い系サイトにアクセスしない・書き込まない
- ☆ コミュニティサイトやゲームサイトなどで、自分や他人の名前、住所、電話番号や写真等の個人情報を掲載したり、教えたりしない
- ☆ 知らない相手とは絶対に会わない

## 我が家のケータイ誓約書

1

2

3

4

5

以上のルールを守って使うことを誓います。

平成 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_

### ルールの例

話し合って、具体的に、守らなかったときのペナルティも！

- ★ 夜\_\_\_\_時以降は、ケータイは使いません。置き場はリビング。
- ★ 利用料金の上限は、\_\_\_\_\_円まで。超えた分は、小遣いから払います。
- ★ 食事中や、お風呂、トイレでケータイを使いません。
- ★ インターネットに名前、住所、電話番号、写真など個人情報を書き込みません。
- ★ ウソや友達の悪口は書き込みません。
- ★ サイトで知り合った人と会いません。
- ★ 自転車に乗りながらケータイを使いません。
- ★ 困ったときは、すぐに保護者に相談します。
- ★ ルールを守らなかったときは\_\_\_\_\_します。



## 《携帯電話やインターネットでよく使われる用語》

- **掲示板サイト**  
自分の意見の書き込みや、他人が書き込んだ内容の閲覧をして、意見交換が出来るサイト。
- **学校裏サイト**  
学校が運営する公式なサイトではなく、第三者が学校名などを勝手に使って作成した掲示板サイト。
- **ブログ**  
作成者の趣味や個人的な考えを日記のような形式で公開するサイト。閲覧者が書き込むこともできる。
- **プロフィール**  
プロフィールサイトの略で、自己紹介のページを作成し、公開するサイト。写真も簡単にアップできる。閲覧者が書き込むこともできる。
- **SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)**  
趣味や特定の目的をもった人が仲間づくりをすることを目的にしたコミュニティ型のサイト。プロフィールなど個人情報を載せる場合が多い。

## 困ったときの相談窓口



学校名、相談窓口等の電話番号を記入してください

内 容	相 談 窓 口	問 合 せ 先	
学校の相談窓口	〇〇立〇〇学校	08×-×××-×××× (代表) 08×-×××-××△△ (相談室)	
ネットアドバイザーの専門相談	子どもと親のサポートセンター (やまぐち総合教育支援センター内)	083-987-1240 月・水・金 8:30~17:15 火・木 8:30~21:00 ※ 土・日、祝日、年末年始を除く	
ネットトラブル等に関する事	少年サポートセンター	東部 (岩国警察署内)	0827-23-5150 0120-48-5150
		中部 (山口県警本部少年課内 ヤングテレホン山口)	083-925-5150 0120-49-5150
		西部 (下関警察署内)	083-222-5150 0120-62-5150
ワンクリック請求等の契約に関する事	山口県消費生活センター ※ 各市町にも窓口があります。 お住まいの市町にお問い合わせください。	083-924-0999 月~金 8:30~19:00 土 8:30~17:00 ※ 日、祝日、年末年始を除く	
ネット上の違法・有害情報に関する事	違法・有害情報相談センター	<a href="http://www.ihaho.jp/">http://www.ihaho.jp/</a>	

# インターネット KYT

インターネット危険予測トレーニング

◇ もくじ ..... 1

【小学校版】

- ケース① ネットで友達になる?? ..... 2
- ケース② ゲーム依存・ネット依存 ..... 4
- ケース③ 写真の投稿 ..... 6
- ケース④ コミュニケーション ..... 8
- ケース⑤ ネットショッピングのうそ ..... 10

【中学校・高等学校版】

- ケース① グループトークへの参加 ..... 12
- ケース② 不審なアプリのインストール ..... 14
- ケース③ ゲーム依存・ネット依存 ..... 16
- ケース④ インターネット上のなりすまし ..... 18
- ケース⑤ ネットショッピングのうそ ..... 20

【小学校版】

## ケース① ネットで友達になる???

【事例】

Aさんは、自分が持っている携帯ゲーム機でインターネットに接続することができ、友達に教えてもらいました。そして、そのゲーム機を使ってチャットをすることも教えてもらい、自分もアカウントを登録しました。しばらくすると、同じ学年で趣味も同じアニメだという人から友達になろうというメッセージが送られてきました。プロフィールをみると友達になれそうな気がしたので、友達になることにしました。

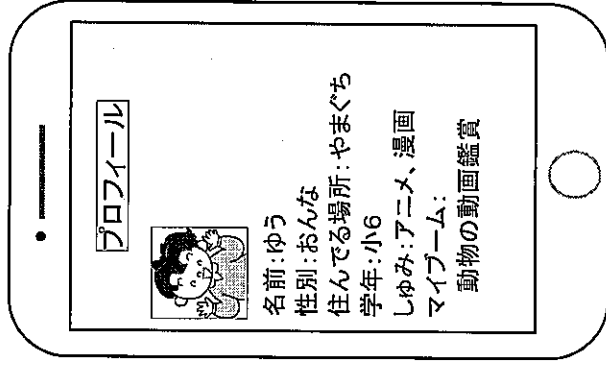
【疑問】

Aさんは、「ゆう」さんと友達になるときのどのようなことに注意しなければいけないでしょうか？



【解説】

インターネットでアカウントを登録する場合、年齢などを確認することもありますが、その情報を登録することも簡単できます。もしかすると、悪い大人が「ゆう」さんになりすましている可能性があるため、知らない人とすぐに友達になることは大変危険なことです。



プロフィール



名前: ゆう  
性別: おんな  
住んでる場所: やまぐち  
学年: 小6  
しゅみ: アニメ、漫画  
マイブーム:  
動物の動画鑑賞

【ワークシート】

Aさんは、自分が持っている携帯ゲーム機でインターネットに接続することができます。友達に教えてもらいました。

そして、そのゲーム機を使ってチャットをすることができても教えてもらい、自分もアカウントを登録しました。

しばらくすると、同じ学年で趣味も同じアニメだという人から友達になるというメッセージが送られてきました。プロフィールをみると友達になれそうな気がしたので、友達になることにしました。



Aさんは、「ゆう」さんと友達になるときに、どのようなことに注意しなければいけないでしょうか？

【小学校版】

## ケース② ゲーム依存・ネット依存

【事例】

Bくんはお父さんに、誕生日プレゼントとして携帯ゲーム機を買ってもらいました。そのゲーム機がインターネットに接続してネットゲームができることをBくんは知っていましたが、お父さんはそのことを知りませんでした。

無料で登録することができ、お父さんにはお金をかけてアイテムを増やしながらレベルを上げていけることが分かり、お父さんにお願いでクレジットカードの番号を登録してもらって、遊ぶようになりまし

た。お母さんと、テストで目標を達成したときのごほうびという約束でしたが、しばらくすると、それでは物足りなくなってきたので、こっそりアイテムを買いたいと思うようになりまし

【疑問】

Bくんは、インターネットに接続するゲームで遊ぶときに、どのようなことに注意しなければいけないでしょうか？

【解説】

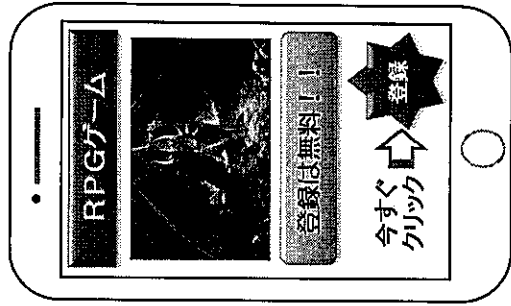
インターネットに接続してプレイするゲームでは、どんなお金をつぎ込む（課金する）ものも多く、レベルやランクを上げるために、ある程度のお金を要求される場合があります。

登録の時は無料でも、そのゲームをより楽しむためにはお金がかかるしくみになっている場合が多いです。

ゲームをずるときは、遊ぶ時間やお金の使い方などのルールを、保護者の方と話し合ってから決めておく必要があります。

特に、インターネットゲームでは、より楽しむためにお金をかけてしまう場合が多いので、お金を使うかどうか、お金を使う場合はいくらまでかなどを決めて、守っていくことが大切です。

ルールなしに利用し続けると、ゲーム依存となってしまうおそれがあります。

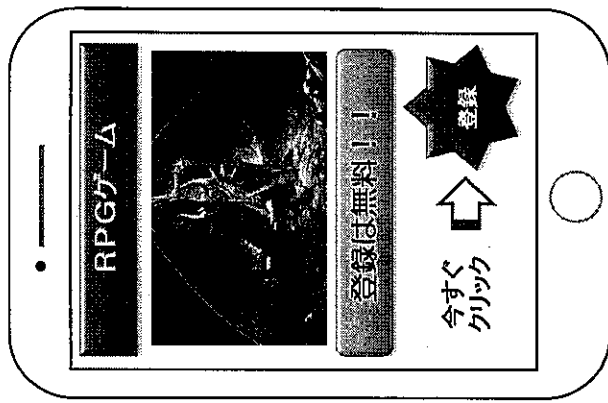


【ワークシート】

Ｂくんはお父さんに、誕生日プレゼントとして携帯ゲーム機を買ってもらいました。そのゲーム機がインターネットに接続してネットゲームができることをＢくんは知っていました。お父さんはそのことを知りませんでした。

無料で登録することが出来るゲームで遊ぶうちに、お金をかけてアイテムを増やしながラレベルを上げていけることが分かり、お母さんにお願ひしてクレジットカードの番号を登録してもらって、遊ぶようになりました。

お母さんには、テストで目標を達成したときのごほうびという約束でしたが、しばらくすると、それでは物足りなくなっただので、こっそりアイテムを買いたいと思っようになりました。



Ｂくんは、インターネットに接続するゲームで遊ぶときに、どのようなことに注意しなければいけないでしょうか？

【小学校版】

### ケース③ 写真の投稿

【事例】

Ｃさんは夏休みに、いとことテーマパークに遊びに出かけて、人気のキャラクターと一緒に写真を撮ったりして楽しめました。スマホで撮影したので、簡単にインターネットに投稿（アップ）できて便利だと思いました。  
夏休みの楽しい思い出を学校の友達にも紹介したいと思って、自分が写っている写真でスマホに保存してあるものすべてをインターネットのSNSに投稿しました。

最初は、仲のいい友達が「いいね」と言ってくれたり、それぞれの夏休みの思い出を話したりして盛り上がりだしていましたが、ある日、今まで話したことのない別のクラスの人から「おまえも夏休みにテーマパークに行ってきたんだ」といきなり話しかけられました。

また、いとこからは、「キャラクターと一緒に写った写真はSNSに掲載したらまずいよ」とメッセージが送られてきました。

【発問】

Ｃさんは、スマホで撮影した写真をインターネットのSNSに掲載するときどのようなことに注意しなければいけないでしょうか？

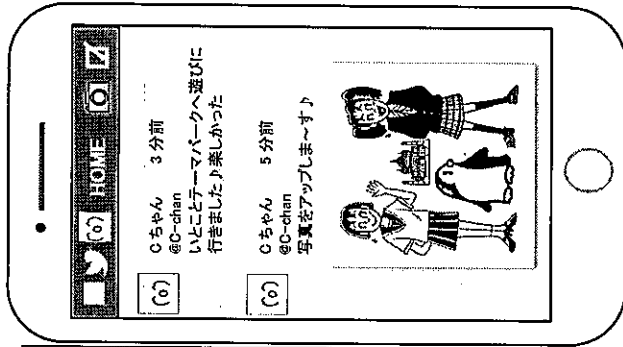
【解説】

SNSでは、設定方法によっては写真だけでなく、記事や書き込み、「いいね」の反応などを誰かが閲覧できるようになっています。SNSに記事や写真を投稿する場合は、自分が見てほしい人以外が閲覧するかもしれないと考えながら、内容を選ぶ必要があります。また、自分の設定がどのようなになっているのかを確認して、自分が考えている公開範囲になっているかを知っておくことが大切です。

SNSでは「友達へのメッセージ」は、「友達への友達」に読まれる場合があるため、友達はもちろん、他の人にも読まれるようなコメントは書き込まないようしなければいけません。

テーマパークのキャラクターなどには著作権があり、一緒に写った写真を自分のスマホやパソコンで見ると著作権を侵害する可能性があります。楽しい思い出の写真を掲載することによって、法律に違反することがないように注意する必要があります。

また、GPS機能をONにしていると、写真に位置情報が記録され、写真を撮った場所が特定されるおそれがあるので注意が必要です。



【ワークシート】

Cさんは夏休み、いとことテーマパークに遊びに出かけて、人のキャラクターと一緒に写真を撮ったりして楽しみました。スマホで撮影したので、簡単にインターネットに投稿（アップ）できて便利だと思いました。

夏休みの楽しい思い出を学校に紹介したいと思って、自分がか写っている写真でスマホに保存してあるものをインターネットのSNSに投稿しました。

最初は、仲のいい友達に「いいね」と言ってくれたり、それぞれの夏休みの思い出を話したりして盛り上がり、ある日、今まで話したことのない別のクラスの人から「おまえも夏休みにテーマパークに行ってきたんだな」といきなり話しかけられました。

また、いとこからは「キャラクターと一緒に写った写真はSNSに掲載したらまずいよ」とメッセージが送られてきました。

① Cちゃん @C-chan  
いとことテーマパークへ遊びに行きました♪楽しかった

② Cちゃん @C-chan  
写真をアップします〜♪

Cさんは、スマホで撮影した写真をインターネットのSNSに掲載するときにどのようなことに注意しなければならぬでしょうか？

【小学校版】

ケース④ コミュニケーション

【事例】

DさんとEさんは家が近所で、小さいときからいつも一緒に遊ぶ仲です。二人とも週末に予定が空いているようなので、DさんはEさんを買い物に誘って街に出かけようと考えています。いつもは電話で相談するところを、最近、流行のSNSを使って相談したところ、いつの間にか雰囲気が悪くなってしまいました。

【疑問】

DさんとEさんは、なぜ雰囲気が悪くなってしまったのでしょうか？  
また、どうすれば仲良くすることができたのでしょうか？

【解説】

「今週末、買い物に行こう」という呼びかけに対して「いいよ」という返事は「歓迎」の意味と「遠慮」の意味とがあり、人によって受け取り方が違う可能性があります。

また、「なんでくるの」という質問も「来る理由」なのか「交通手段が何か」という受け取り方をすることができず。

この場合、「一緒に行きたい」という気持ちなのか、「今回は遠慮したい」という気持ちなのか、どちらともとれてしまう返事をしてしまい、相手が自分の気持ちと反対の意味と受け取ってしまいました。相手の気持ちや考えを、相手の立場に立って考える必要があります。

逆に、返事の仕方によって、相手に全く逆の印象を与えてしまう可能性があることも考えて、返事をするときには誤解を招かないように配慮をすることも大切です。

< Eさん >

既読 20:05  
今週末、買い物に行こう

① Eさん  
いいよ

既読 20:07  
楽しみだね！

既読 20:08  
Eさん  
なんでくるの

20:10  
...

20:11

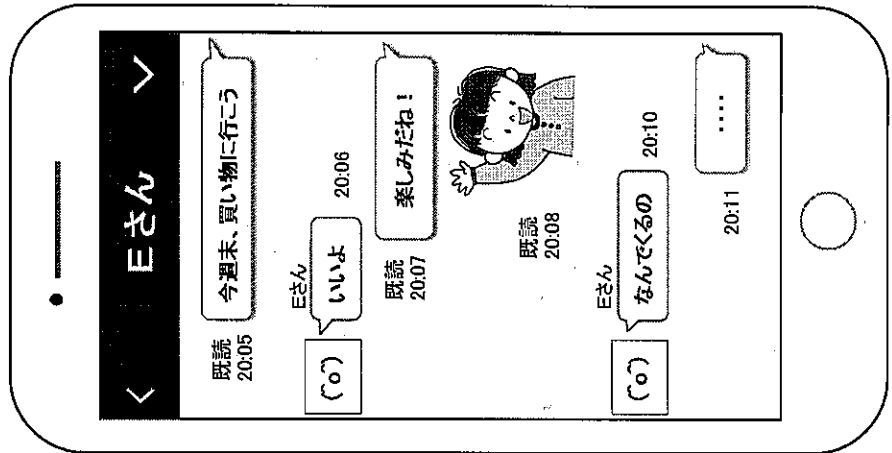
【ワークシート】

DさんとEさんは家が近所で、小さいときからいつも一緒に遊ぶ仲です。二人とも週末に予定があいているようなので、DさんはEさんを買いたい物に誘って街に出かけようと考えています。

いつもは電話で相談するところを、最近、流行のSNSを使って相談したところ、いつの間にか雰囲気が悪くなってしまいました。

DさんとEさんは、なぜ雰囲気が悪くなってしまったのでしょうか？

また、どうすれば仲良くすることができるのでしょうか？



【小学校版】

## ケース⑤ ネットショッピングのうそ

【事例】

Fさんはバスケットボールのクラブに入っています。同じクラブのGさんと話しているとき、なかなか手に入らないバスケットシューズをインターネットショッピングで手に入れたことを聞きました。そろそろ自分も新しいシューズがほしいと思っていたところなので、検索してみると、ほしい商品売っているサイトを見つけたことができました。

【疑問】

Fさんは、商品の購入を申し込むときに、どのようなことに注意しなければいけないのでしょうか？

【解説】

インターネットショッピングは、なかなか手に入らないものを購入できたり、とても安価で購入できたりする場合があります。

しかし、実物を確認することが難しいため、偽物や注文時と異なる商品が届くおそれもあります。

Fさんの場合、購入を急がせることが書かれています。あせらずに保護者の方や周りの大人に相談して、購入するかどうかを考える必要があります。特に、代金の支払い方法や商品の受け渡し方法が明示されていないサイトは、偽物や十分な性能のものを扱っている可能性があるため、注意をしなければなりません。



【ワークシート】

Fさんはバスケットボールのクラブに入っています。同じクラブのGさんと話していると、なかなか手に入らないバスケットシューズをインターネットショップで手に入れたことを聞きました。

そろそろ自分も新しいシューズがほしいと思っていたところなので、検索してみると、ほしい商品売っているサイトを見つけたことができました。

Fさんは、商品の購入を申し込むときに、どのようなことに注意しなければいけないでしょうか？



【中学校・高等学校版】

ケース① グループトークへの参加

【事例】

ある日、受験を控えていたAさんは、クラスメートから「クラスのグループトークに参加しないか」と誘われ、グループトークに参加した。しかし、その中ででのやり取りはほとんど無意味なことが多く、受験勉強に集中したいAさんにとってわずらわしいものであった。

とはいえ、誘われたのに断るのは申し訳ないと思い、グループトークを続けしたが、あまり返信することがなかった。

すると、そのグループの中でAさんは、「返事をしない」とか「コミュニケーション能力がない」などの悪口を言われるようになり、グループトークから外されてしまった挙げ句、学校では協調性がないのだからと、誰も相手をしてくれなくなった。

【疑問】

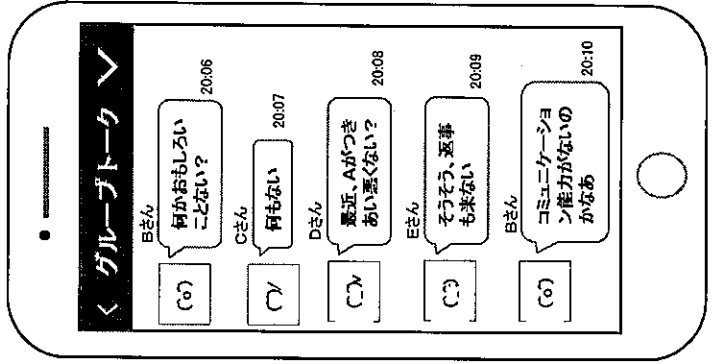
Aさんは、「クラスのグループトークに参加しないか」と誘われた時、どのようにしたら良かったのだろうか？  
また、その理由を考えてみよう。

【解説】

SNSのグループトークなどでは、比較的短い時間で返信することが期待されている場合がある。しかし、参加者の都合はそれぞれであり、相手の都合を配慮してやり取りする必要がある。

Aさんの場合、積極的に参加するつもりがあまりないのであれば、参加し始めた時に、「返事があまりできない」という事情を説明することが大切である。

また、メンバー全員も、そのような事情の人がいるということを受け入れつつ、コミュニケーションを図ることが大切である。



【ワークシート】

ある日、受験を控えていたAさんは、クラスメートから「クラスのグループトークに参加しないか」と誘われ、グループトークに参加した。

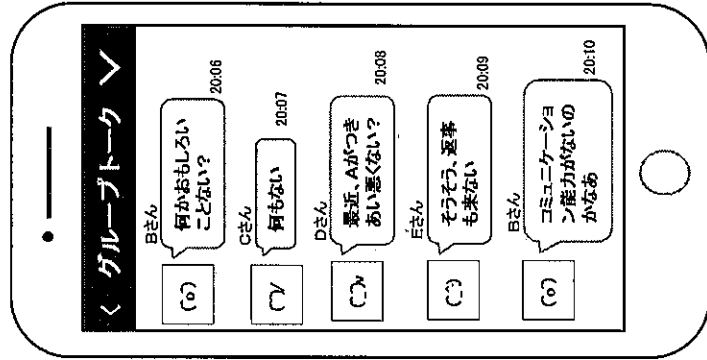
しかし、その中のやり取りはほとんど無意味なことが多く、受験勉強に集中したいAさんにとってわずらわしいものであった。

とはいえ、誘われたのに断るのは申し訳ないと思い、グループトークを続けたが、あまり返信することがなかった。

すると、そのグループの中でAさんは、「返事をしない」とか「コミュニケーション能力がない」などの悪口を言われるようになり、グループトークから外されてしまった挙げ句、学校では協調性がないのだろうと、誰も相手をしてくれなくなった。

Aさんは、「クラスのグループトークに参加しないか」と誘われた時、どのようにしたら良かったのだろうか？

また、その理由を考えてみよう。



【中学校・高等学校版】

## ケース② 不審なアプリのインストール

【事例】

Bさんは、数年前からSNSを利用している。今まで大きなトラブルもなく、また、友達もいて、楽しく利用していた。

ある日、Bさんは、SNSの機能に飽きてきたので、SNSに機能を追加して遊ぶことができないゲームアプリをインストールすることにした。

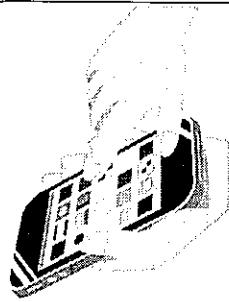
しばらくして、数人の友達や知り合いから、

「電話番号やメールアドレスが流出しているかもしれない」

「知らない人からメールが送られてきた」

などといった話を聞くようになった。

また、Bさんが利用したことがあるショッピングサイトからは、クレジットカードの番号が流出している可能性があるとの連絡があった。



【発問】

Bさんは、アプリをインストールするときに、どのようなことに注意しなければならぬだろうか？

【解説】

スマホなどにインストールして利用するアプリの中には、その端末に保存されている個人情報やプライバシーに関する情報を外部に抜き出してしまふ機能を伏せて搭載されている場合がある。

これらのアプリの多くは、インストールすることにより新たな機能が追加されたりするため、一見、有益なものと感じられるが、利用者が知らないうちに、端末に保存された情報を外部のサーバーに送信するようにプログラムされたものもある。また、スマホの動作が遅くなったり、機能が停止したりするなどの不具合を生じさせないため、そのアプリが問題であることに気が付きにくい特徴もある。

新たにアプリをインストールする場合は、そのアプリの利用規約をよく読み、自身の保有する個人情報やプライバシーが不当に利用されないことを確認するとともに、インストールしたいアプリの評判などを定期的に確認する必要がある。



Bさんは、数年前からSNS を利用している。今まで大きなトラブルもなく、また、友達もいて、楽しく利用していた。

ある日、Bさんは、SNS の機能に飽きてきたので、SNS に機能を追加して遊ぶことができるゲームアプリをインストールすることにした。

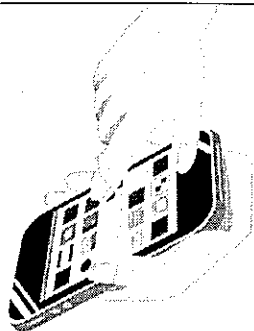
しばらくして、数人の友達や知り合いから、

「電話番号やメールアドレスが流出しているかもしれない」

「知らない人からメールが送られてきた」

などといった話を聞くようになった。

また、Bさんが利用したことがあるショッピングサイトからは、クレジットカードの番号が流出している可能性があるかと連絡があった。



Bさんは、アプリをインストールするときに、どのようなことに注意しなければならなかったらいいだろうか？

### ケース③ ゲーム依存・ネット依存

【事例】

Cさんは、数か月前からソーシャルゲームを利用している。

ソーシャルゲームが起す問題やトラブルは熟知していて、両親と話し合って「1日1時間」、「知らない人と関わらない」、「課金は毎月500円まで」と決めていた。

しかし、ソーシャルゲームでレベルを上げていくと、なかなか勝てないようになってきた。

ある日、おばあちゃんの家に行った帰りにお小遣いをもらえたので、ソーシャルゲームのアイテムを購入することにした。すると、これまでなかなか勝てなかった相手を簡単に倒すことができたので、たまに500円以上課金するようになった。

気が付くと、月に1万円以上課金するようになっており、課金して購入したアイテムの利用期限が気になって、1日6時間くらいゲームをするようになってい

【発問】

Cさんは、ソーシャルゲームを利用し始める時に、どのようにすればよかっただろうか？

また、課金をするようになる前に、考えなければならぬことはないだろうか？ その理由と合わせて考えてみよう。

【解説】

ソーシャルゲームを始める時は、保護者と相談して、利用時間や課金などについてルールを決め、節度をもって利用することが大切である。

また、利用する中で状況が変化した場合、生活リズムや経済的なバランスを考慮し、保護者と相談して、ルールの見直しを行うことが望ましい。

特に、課金についてはクレジットカードで行われる場合が多く、お金が減っていくのが直接見えにくいため、金銭感覚がまひする傾向がある。保護者に無断での課金は絶対に慎むべきである。

ソーシャルゲームは競争心をあおられやすい上、課金によって利用者の楽しみが増大し、依存の危険性が高いことに十分注意する必要がある。



Cさんは、数か月前からソーシャルゲームを利用している。ソーシャルネットゲームが起す問題やトラブルは熟知していて、両親と話し合って「1日1時間」、「知らない人と関わらない」、「課金は毎月500円まで」と決めていた。

しかし、ソーシャルゲームでレベルを上げていくと、なかなか勝てないようになってきた。

ある日、おばあちゃんの家遊びに行ったら隣りにお小遣いをもらえたので、ソーシャルゲームのアイテムを購入することにしました。すると、これまでなかなか勝てなかった相手を簡単に倒すことができたので、たまに500円以上課金するようになった。

気が付くと、月に1万円以上課金するようになっており、課金して購入したアイテムの利用期限が気になって、1日6時間くらいゲームをするようになっていた。



Cさんは、ソーシャルゲームを利用し始める時に、どのようにすればよかったのだろうか？

また、課金をするようになる前に、考えなければならぬことはな  
いだろうか？その理由と合わせて考えてみよう。

## ケース④ インターネット上のなりすまし

【事例】

Dさんは、高校生になりスマホを買ってもらった。初めてのうちは、学校の友達でのグループトークを主にやっていたのだが、ある日、興味本位でインターネット上のコミュニケーションサイトに参加してみた。そのサイトには、たくさんの人たちが友達を募集していた。

何度もそのサイトを見ているうちに、誰かと話してみたいと思うようになり、その中にあった“同じ年の女子高校生”というEさんと友達になった。

主にSNSのメッセージで、日頃の出来事を話したり、友人関係の悩み事を相談したりしていた。趣味の話も合うし、相談にも親切に乗ってくれたので、だんだん、Eさんってどんな子かなあと想像するようになった。メッセージのやりとりが1か月くらい続いたある日、Eさんから「私もDさんのことをもっと知りた  
いので、写真を送ってくれないか?」「できれば、会って話したいな」と写真付  
きのメッセージが送られてきた。

【疑問】

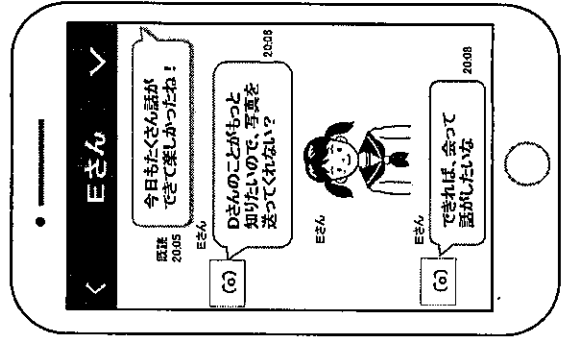
Dさんは、この後どうするべきなのだろうか？

【解説】

インターネットでアカウントを登録する場  
合、年齢や性別などを確認することもあるが、  
うその情報を登録することも簡単にできる。  
もしかすると、悪い大人が「同じ年の女子高  
校生Eさん」になりすましている可能性がある  
ので、知らない人と簡単に友達になることは大  
変危険なことである。

インターネット上には、はじめから未成年者  
をだます目的で“なりすまし”等を行う人がい  
るので、顔写真であっても、見知らぬ相手に送  
ることは危険である。中には裸の写真を要求し  
てくる者もいる。そのような写真は、悪用され  
る可能性があることや、一度インターネット上  
に流出したデジタルデータは回収できないこと  
などを教える必要がある。

また、GPS 機能を ON にしていると、写真  
に位置情報が記録され、自宅など写真を撮った  
場所が特定されるおそれがあるので注意が必要  
である。



Dさんは、高校生になりスマホを買ってもらった。初めのうちは、学校の友達でのグループトークを主にやっていたのだが、ある日、興味本位でインターネット上のコミュニティサイトに参加してみた。そのサイトには、たくさんの人たちが友達を募集していた。

何度もそのサイトを見ているうちに、誰かと話してみたいと思うようになり、その中にあった“同い年の女子高校生”というEさんと友達になった。

主に SNS のメッセージで、日頃の出来事を話したり、友人関係の悩み事を相談したりしていた。趣味の話も合うし、相談にも親切に乗ってくれたので、だんだん、Eさんってどんな子かなあと想像するようになった。メッセージのやりとりが1か月くらい続いたある日、Eさんから「私もDさんのことをもっと知りたいので、写真を送ってくれない?」「できれば、会って話したいな」と写真付きのメッセージが送られてきた。

Dさんは、この後どうするべきなのだろうか?

## ケース⑤ ネットショッピングのうそ

【事例】

Gさんは新しい靴が欲しいと思いいンターネットで検索していると、お気に入りのメーカーの商品が格安で購入できるサイトが見つかった。

【疑問】

Gさんは、商品の購入を申し込むときに、どのようなことに注意しなければならいだろうか?

【解説】

インターネットショッピングは、なかなか手に入らないものを購入できたり、とても安価で購入できたりする場所がある。

しかし、実物を確認することが難しいため、偽物や注文時と異なる商品が届く恐れもある。

Gさんの場合、まずは自分だけで判断せず、保護者に相談する。その際、価格が不自然に安い場合、サイトをよく見るとロゴが違うなど、もしかすると偽物かもしれないと注意する必要がある。さらに、サイトを運営している会社の実在するかどうか、信用できる会社かどうかを様々な方法で確認することが大切である。

また、代金の支払い方法も、代金引き替えや代金立て替えサービスなどを利用して、間違えた取引をしないように心掛けなければならない。

